

会 議 録

1. 会 議 名	平成 24 年度 太子町都市計画審議会
2. 開 催 日 時	平成 25 年 1 月 17 日 (木) 午後 2 時から午後 3 時 50 分まで
3. 開 催 場 所	文化会館 会議室 (2 階)
4. 出席者、欠席者 (敬称略)	(出席委員) 齊藤和夫、北川良弘、廣田誠、中薮清志、倉橋信明、門田善二、 瀧口迪範、松木洋忠 (代)、関貫晴夫 (代)、菅原健 (代)、糟谷昌俊 (代)、 改野隆弘 ※ (代) : 代理人が出席 (欠席委員) なし (太 子 町) 町長 北川嘉明 経済建設部長 井手俊郎 (事 務 局) 街づくり課 八幡充治、高坂文泰、三木隆史、栗岡秀成
5. 傍聴者	なし
6. 議事	議案第 1 号 太子町都市計画マスタープランの一部変更について 議案第 2 号 中播都市計画用途地域の変更について 議案第 3 号 中播都市計画地区計画の決定について 議案第 4 号 中播都市計画道路 (3.5.81 号網干線) の変更について

7. 議事の内容
以下のとおり

事務局挨拶

1. 開会

2. 町長挨拶

3. 委員紹介

4. 会長選出

(門田善二委員に決定)

5. 会長挨拶

(門田会長 挨拶)

6. 審議会成立の可否

(出席委員は 12 名で全委員数 12 名の過半数に達しているため成立)

7. 職務代理者の指名

(瀧口迪範委員に指名)

8. 議事録署名委員
の指名

(北川良弘委員、廣田誠委員に指名)

【事務局】

都市計画決定の事務の流れについて説明

【門田会長】

9. 議事

本日の案件は、都市計画マスタープランの一部変更、中播都市計画用途地域の変更、中播都市計画地区計画の決定、中播都市計画道路網干線の変更について、諮問を受けるというものでございます。

諮問を受け、その後審議に入りたいと思います。

【町長より会長に諮問書を朗読後渡す】

【門田会長】

議案第 1 号

それでは、議案第 1 号「太子町都市計画マスタープランの一部変更」について、事務局からの説明を求めます。

【事務局】

説明(パブリックコメントの状況報告を含む)

議案第 2 号

【門田会長】

変更後の資料は、変更前の資料に赤字で追加部分と訂正があったということですのでよろしいですね。

【事務局】

はい。

【門田会長】

事務局の説明に対し、ご意見・ご質問等を承りたい。
ご質問等はないか。(質問等なし)

引き続いて、議案第 2 号「中播都市計画用途地域の変更」について事務局からの説明を求めます。

【事務局】

説明（縦覧結果の報告を含む）

【門田会長】

事務局の説明に対し、ご意見・ご質問等を承りたい。

【改野委員】

変更前後対照表について、この表によると変更になった部分は第 1 種中高層住居専用地域と第 2 種住居地域、単位は ha で四捨五入して小数点単位での誤差はあると思うが、計画図を見ると変更になった部分は面積が相当数あるように見えるが、説明願いたい。

【事務局】

斑鳩地区は第 1 種中高層住居専用地域の部分が第 2 種住居地域に変わる面積は 1.7ha、沖代線沿いの縁取りの部分は第 2 種中高層住居専用地域の部分が第 2 種住居地域に変わる面積は 0.3ha、右上の端の第 1 種住居地域が第 2 種住居地域に変わる面積は 0.1ha です。

中学校の敷地部分の第 1 種住居地域が第 1 種中高層住居専用地域に変わる面積は 0.3ha。

4 種類の用途地域の変更を行うことになりますが、面積の単位が ha で表示するようになっているため四捨五入することにより、表では第 1 種中高層住居専用地域と第 2 種住居地域の増減が 2ha ずつ変更になっています。

【門田会長】

ほかに、ご質問等はないか。(ほかに質問等なし)

議案第 3 号

引き続いて、議案第 3 号「中播都市計画地区計画の決定」について事務局からの説明を求めます。

【事務局】

(説明：縦覧結果の報告を含む)

【門田会長】

事務局の説明に対し、ご質問等を承りたい。

【中薮委員】

この地区は歴史的景観形成地区の指定予定区域ではなく、隣接しているという認識でよいか。

【事務局】

はい。兵庫県の景観形成地区の指定を目指しているのは、元々は庁舎予定地も含む地区計画の区域で景観形成地区指定の申請をしていましたが、県と協議していく中で、区域南側に低層住居地域があり生活を脅かすような施設を建築できないように地区計画を定めることにしました、県の景観の形成等に関する条例では、地区計画の決定した区域は重複して指定することはできないということでありましたので、町としては景観形成地区指定を受けたかったのですが、景観形成地区の予定区域から除外することにし、景観形成基準を地区計画の中で任意で定めるということにしました。

【廣田委員】

現状は更地と駐車場で、近い将来には庁舎と駐車場になることから、この地区計画は、駐車場が宅地に転用された時の担保のためであると理解しますが、計画書の地区施設の整備方針に「維持、保全を図り」とあり、現時点で何を維持、保全するのかということでしょうか。また、地区施設については特に定められていない中で、建築物の整備方針の中でも「維持を図る」とある。

これから、そういうものを形成するために整備計画を定めていく中で、この言葉は、これで良いのかなと思うのですが。

【事務局】

この土地を将来売却することになれば、商業系の施設の目的に購入する可能性が高いが、一旦購入して住宅として売却する可能性もあります。また東芝が新たに社宅を建て住居系に変わる可能性もあり、区域外では良好な住宅地を目指した第 1 種中高層住居専用地域に住宅が立ち並んでいる。

この区域の用途の目指しているところは、緩和型で商業系ができる狙いは

議案第 4 号

あるが、周辺の住宅の居住環境も守るということを視野に入れ、このような整備方針としています。

現状は、ご指摘いただきましたように駐車場で将来の土地利用がどうなるかわかりませんが、方向性としては住宅系の可能性と商業系の大型店舗の可能性を想定しています。

【門田会長】

ほかに、ご質問等はないか。(ほかに質問等なし)

引き続いて、議案第 4 号「中播都市計画道路 (3.5.81 号網干線) の変更」について事務局からの説明を求めたい。

【事務局】

説明 (縦覧結果の報告を含む)

【門田会長】

事務局の説明に対し、ご質問等を承りたい。

【廣田委員】

記載事項の確認ですが、図面では幅員 14m となっているが、変更前後対照表では 12m となっており、変更内容は一部幅員の変更と記載があるが、都市計画の手続きとして記載事項はこれでよいのか。

【事務局】

ご指摘のとおりで網干線は全長 7,220m で、今回変更する区間は、町として幅員 14m ということで県と調整を行いました。網干線全体の中の 240m というごく一部の区間であり、中には幅員が 14m、17m、19m ある場所もありますが、網干線全体として、元の幅員 12m でいくという方針になりました。それで変更前後対照表の幅員は前後とも幅員 12m の数字となりました。

【廣田委員】

図だけでしか分からないということですね。

【事務局】

県との協議により、網干線を全体として考えるため、この方針でいきますということになりました。

【関貫委員の代理】

自転車歩行者道の部分で、歩行者と自転車を区分することはできないの

か。

【事務局】

都心部では、大きな幅員では歩行者と自転車を分けるようなラインをいれたり、表示をされていますが、そのことにつきましては今後事業化の時、協議させていただきます。

【関貫委員の代理】

全国的にそういう方向なので、モデル事業として太子町も加わればと思います。

警察本部の交通規制課でもそういう方向なので、協力願いたい。

【門田会長】

工事の期間等は、どのようになりますか。

【事務局】

今年度は、県事業の龍野線で糸井や姫路市で用地立会い等を行っています。網干線は、龍野線の完成と同じ平成 29 年度中の完成を目指しています。

姫路市側においても、網干駅周辺の区画整理事業の状況は別としまして、網干線の道路事業完成は同じく平成 29 年度中の完成を目指しています。

基本として、龍野線だけができて道路のネットワークができなければ機能しないので、県が軸になり姫路市・太子町と事業調整しながら目標年度の平成 29 年度完成を目指して進めてまいります。

【門田会長】

ほかに、ご質問等はないか。(ほかに質問等なし)

なければ、諮問第 1 号から第 4 号案までの審議を終わることとします。

事務局の方で答申の準備を行ってください。

【事務局】

答申書の用意をさせていただきますので、3 時 40 分まで休憩とし、3 時 40 分から再開します。

【門田会長】

10 分間、休憩とする。

(休憩)

【門田会長】

お諮りします。

	【答申書を朗読】 以上4件ですが、このように答申させていただいてよろしいでしょうか。 【異議なしの声】 (4案件について原案を適当と認め、会長から太子町長に答申書を渡す) (北川嘉明太子町長 挨拶) 【門田会長】 慎重にご審議いただきありがとうございました。 これをもちまして、本日予定されていた案件は、終了いたしました。 では、会の進行を事務局にお返しします。 【事務局】 本日はありがとうございました。 これで平成24年度太子町都市計画審議会を終了いたします。 委員の皆様方には、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。
11. 町長挨拶	
12. 閉会	

上記のとおり相違ないので署名します。

署名委員

北川 良弘
廣 田 誠